

# 東京都在宅保健師の会設置要綱

平成13年5月22日 制 定  
平成14年2月 8日一部改正  
平成14年8月22日一部改正  
平成24年4月 1日一部改正  
平成25年4月13日一部改正  
平成26年4月11日一部改正  
平成27年4月18日一部改正  
令和元年6月 1日一部改正  
令和4年12月20日一部改正

## (目 的)

第1条 東京都在宅保健師の会（以下「保健師会」という。）は、在宅保健師がその経験と実績を生かして区市町村の保健事業に寄与するとともに、知識と技術の向上及び会員相互の交流を図る。

また、国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針（平成16年厚生労働省告示第307号）第八に基づき、東京都国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）と共に保険者支援を行うことを目的とする。

## (事 業)

第2条 保健師会は、次に掲げる事業を行う。

- 一 区市町村が実施する保健活動の支援
- 二 前号の事業を行うための情報交換及び調査研究
- 三 研修会及び講演会等の開催
- 四 関係機関との連絡調整
- 五 その他保健師会の目的を達成するために必要な事業

## (会 員)

第3条 保健師会の会員は、本会の趣旨に賛同し、東京都内で活動できる在宅保健師とする。ここでいう在宅保健師とは、保健師資格を有し、常勤雇用されていないものとする。

## (総 会)

第4条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、通常総会は、原則として年1回開催する。

2 総会及び臨時総会の招集は、会長が行う。

3 総会の議長は総会において互選し、議長は次の事項について議決する。

- 一 事業計画及び予算に関すること
- 二 事業報告及び会計報告に関すること
- 三 その他、総会の議決を必要とすること

4 総会は、出席者の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、議長の決する

ところによる。

(役員)

第5条 保健師会に、次の役員を置く。

- 一 会長 1人
- 二 副会長 2人

(1人は事務局の保健師とする。)

- 三 幹事 若干名

(役員を選任及び任期)

第6条 会長、副会長、幹事は総会において選任する。

- 2 役員任期は、1年として再任をさまたげない。補欠役員任期は、前任者の残期間とする。

(会長及び副会長の職務)

第7条 会長は、会務を総理し、会を代表する。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する副会長が、その職務を代行する。

(役員会)

第8条 保健師会に、第5条の役員により構成する役員会を置き、会長が必要に応じて召集する。

- 2 役員会は、保健師会の運営及び事業の円滑な推進を図るために必要な事項について協議する。

(費用弁償)

第9条 次の各号に掲げる場合は、費用弁償として、1人1日につき2,000円を支給する。ただし、事務局の保健師についてはこの限りではない。

- 一 地域の自主活動で保健事業等を実施したとき
- 二 役員が総会その他の会議に出席したとき
- 三 その他必要な場合

(事務局)

第10条 保健師会の事務局は国保連合会内に置く。

(経費)

第11条 保健師会の運営に必要な経費は、予算の範囲内で国保連合会が負担する。

附 則

この要綱は、平成13年6月1日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年8月22日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月20日から施行する。